

# 憲法問題職場討議資料

自民党は10月28日、党大会にはかる「新憲法草案」を明らかにしました。その内容はマスコミ各紙がいっせいに報道しています。その論調は新聞社によって相当なちがひがあります。

「草案」は、条文の内容と表現において8月の自民党「新憲法第1次案」から復古的な保守色や「国民の義務」規定などそぎ落としたものとなっています。しかも、環境権など、国民受けする条項を加えていることなど、衆議院において300議席に迫る自民党が、改憲発議に向け、民主党、公明党との協調のためかなり配慮したものとなっています。その意味で、改憲の動きは新たな段階に入ったといわなければなりません。

民主党も、10月31日に憲法調査会の総会で「憲法提言」を承認しています。両党の改憲案は9条2項を削除し、海外で武力行使ができるようにする点で共通しています。

一方、近々の世論調査(10月5日毎日)では「9条変えるべきでない」が62%と「変えるべきだ」の2倍に上り、9条が戦後の日本の平和維持に80%が役立ったと答えています。明らかに国会の政治状況とは違います。また、「9条守れ」と全国各地で「9条の会」が次々と結成されてきています。わたしたちも「新憲法草案」や「憲法提言」の徹底した批判学習を行い、職場から改憲阻止のたたかいを始めましょう。

2005年11月

愛知県高等学校教職員組合

## 1. 自民党の「新憲法草案」の分析

### (1) 自衛軍を保持し、「戦争のできる国」へ大転換

#### 前文から侵略戦争への反省と平和的生存権を削除し、国を守る責務を入れる

日本国憲法前文の「...政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないことを決意」するという、不戦の誓いをばっさり削り取っています。「平和のうちに生存する権利を有する」も削除、平和的生存権もなくなっています。

逆に「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有」するとして、自民党「新憲法1次案(05年8月)」での「国防の責務」「愛国心」を滑り込ませています。

#### 9条2項の削除し、自衛軍を明記することで、武力行使の歯止めを解き放つ

「草案」は、「戦争の放棄」を規定した9条1項を残すことで「平和主義」を装いつつ、海外での武力行使に対する「歯止め」である「戦力不保持」と「交戦権否認」を規定した9条2項をばっさり削除しています。

一方、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保する」ためとして「自衛軍の保持」を明記しました。その活動については法律で定めるとして、集団的自衛権について触れてはいませんが、9条2項の縛りが消えることから「日米同盟」による本格的な軍事行動が現実のものとなります。

また、「国際的に協調して行われる活動」などへの参加を明記、非軍事の縛りがなくなることから武力行使を伴う海外活動への参加も違憲ではなくなります。

さらに、司法の項で軍事裁判所の設置を明記しています。「軍事に関する裁判」の対象が軍人に限定されるとは限りません。軍事機密に関わり一般国民も裁かれる可能性があります。

### (2) 国民の権利を守る憲法から、国民を縛る憲法に

#### 憲法は主権者たる国民が国家の権力行使について歯止めをかけるもの

近代以降の憲法は、国の権力を制限して、国民の権利・自由を守ることを目的とするものとされてきました。現代憲法では、さらに経済的平等を目指した「社会権」や戦争の違法化などよりいっそう「権力を縛る」

ものとなっています。

日本国憲法でも、第 11 条において「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」と宣言し、第 12 条において「国民の不断の努力によって保持しなければならない」とし、第 97 条の「基本的人権の不可侵」と相まって国民の抵抗権の根拠とされてきました。

### **政府や国家の行うことを「公益」「公の秩序」として基本的人権に制限をかける**

ところが「草案」では、第 12 条に「自由及び権利には責任及び義務が伴うこと」とし、権利行使は「常に公益及び公の秩序に反しない」ようにする「責務」を書き込みました。第 13 条の国民の幸福追求権も「公益」と「公の秩序」で制限がかけられています。

憲法には人権相互の衝突を調整するものとして「公共の福祉」という規程があります。自民党政治はこれをゆがめて国家権力による基本的人権の制限に使ってきましたが、さらに政府の行うこと、国家の行うことが「公益」であり、「公の秩序」とあからさまに国民を縛るものに変えようとしています。

## **(3) 「新しい人権」は憲法「改正」の口実**

### **国の努力義務の規程に止まり、国民の権利となっていない**

「草案」は、19 条、21 条、25 条、29 条にこれまで憲法に明文規定のなかった「権利」を書き込んでいます。ところが、よく読んでみると、どの規定も明確ではなく、すべてが国の努力義務を求めるだけのもとなっています。

たとえば、21 条の 2 の「国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う」としていますが、「義務」ではなく「責務」とし、国民の「知る権利」という文字はありません。25 条の 2 も「環境権」でも国の努力義務となっています。19 条の 2 のプライバシー権も具体的な中身が問題です。29 条では知的財産権も「活力ある社会の実現に留意」としてとしています。

### **それどころか「公益」と「公の秩序」による制限で、幸福追求権など基本的人権そのものが骨抜きに**

もともと「新しい人権」は、憲法第 13 条の国民の幸福追求権などをよりどころにした国民の運動の中から生まれてきたものです。憲法は、新しい時代に対応した人権を具体化、深化させていくことができる包括的規程となっている点で懐の深い構造を持っているのです。

これに対し、自民党はじめ改憲派は、「知る権利」に基づく情報公開に抵抗し、公害で環境破壊をもらたし、プライバシーを侵害する盗聴法を強行してきました。改憲派が改憲論議になると「新しい人権」を持ち出すのはまさに口実にすぎないことを物語っています。

### **自民党の「新憲法第 1 次案」には、国民の責務がいっぱい**

憲法改正の国会発議の要件を「3分の2」から「過半数」に緩和し、段階的連続的改憲をめざす内容となっています。8月に発表された自民党の「新憲法第 1 次案」では、国防や家庭保護を「国民の責務」とすることや、有害図書の出版禁止などを想定した「表現自由」の制限が盛り込まれていました。「過半数」が憲法改正の要件という国は、ニュージーランドやイスラエルなどごく少数です。改正要件の緩和は、今回見送られた国民に義務を課す改正など、歯止め無き改憲につながります。

## **2. 民主党の「憲法提言」の分析**

### **(1) 「自衛権を明確にする」ことで、9 条 2 項の縛りを解く**

「提言」では「国連憲章上の『制約された自衛権』を明確にする」としました。この「制約された自衛権」とは国連憲章 51 条にある規程で、「加盟国に対して武力攻撃が発生した場合」には、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、「個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」とするものです。自衛権を緊急時においては、個別的自衛権と集団的自衛権を区別せず行使できることを明確にするわけですから、結局、憲法九条二項の縛りを解き、「集団的自衛権」行使に道をひらこうとするものです。

さらに「提言」は、さらに「国連の集団的安全保障活動」の名で海外での武力行使を公然と認めました。「国連多国籍軍の国連活動や平和維持活動への参加を可能にする」とし、「その活動の範囲内においては…武力の行使を含む」と明記しています。

## (2) 改憲論議を加速させる危険な役割

「提言」は、解釈改憲による憲法の「空洞化」を阻止する、あるいは憲法を国民の手に取り戻すなどとして改憲を合理化しています。自衛隊の存在と日米同盟に合わせて憲法そのものを変えてしまおうとする議論がなぜ「憲法を国民に取り戻す」ことになるのか説明が付きません。民主党内部でも異論が様々に出されていますが、「提言」には反映されていません。

## 3. 公明党の「加憲」について

公明党は、99年に与党入りして以来、00年に「論憲」、02年には、環境権、プライバシー権などを新しく加える意味を込めて「加憲」としていましたが、04年には、さらに踏み込み、9条も「加憲」の対象としました。

さらに今回、11月5日に全国代表者会議を開き、太田幹事長代理が、来年(06年)秋をめどに加憲案をまとめる方針を表明し、「憲法9条の1項、2項は堅持し、自衛隊の存在の明記を3項にするか、前文でいれるか、別条立てにするか、議論が必要」としました。

自民党、民主党のように集団的自衛権と武力行使について踏み込んではいませんが、公明党を含め3党が改憲案の作成で競うことになり、国民を置き去りにして改憲論議がさらに加速することは間違いありません。

## Q & A



### Q 1 . 自衛隊を憲法に明記したほうがいいのか？

A . 自民党は、憲法は自衛の軍隊まで禁止はしていないから自衛隊は憲法違反ではないと言ってきました。そして、解釈改憲で、イラクに海外派兵を行うまでになっています。しかし、憲法九条 2 項の制約により武力行使まではできません。自衛隊を憲法に明記することは、九条2項を削除することとセットですから、この歯止めがなくなることを意味します。

### Q 2 . 国際貢献で役割を發揮すべきではないですか？

A . 各国民が望む医療や食料、教育等への援助、農業等の産業振興など日本が果たすべき役割はたくさんあります。スマトラ沖地震災害への支援もその典型です。サマワの人たちが日本に求めているのも軍隊ではありません。しかし、アメリカが日本に要求しているのは、軍事力による「国際貢献」です。他国民を殺す役割を担ってはいけません。

### Q 3 . なんのために憲法を「改正」しようとしているのですか？

A . アメリカは強大な軍事力によってアメリカにつごうが良い世界秩序をつくり出そうとしています。そこから「同盟国」日本への相応の軍事的分担が要求されています。また、日本の大企業も、世界経済の大競争を勝ち抜くために、日本の政治や経済を大企業やお金持ち優先に変えようとしています。そのために憲法九条や国民の自由の権利が邪魔になっているのです。

## 4.まとめ

### (1)日本国憲法は世界に誇る憲法です

戦争の反省から、「戦争しない」ことを世界に約束

日本は戦後60年間、大きな国の中では唯一、戦争で他の国の人を殺したり日本人が殺されたことがなく、平和のもとで経済発展も遂げてきました。日本国憲法はもっとも平和主義を徹底した憲法として尊敬されてきています。

「戦争は違法」は世界の流れ

100ヶ国から1万人が参加した99年「ハーグ平和市民会議」では、「各国議会は日本国憲法第9条のように、政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきである」と提起しました。国連ミレニアムフォーラムも「日本国憲法9条の国際化」を提起しています。日本国憲法は世界の平和の流れの目標となっているのです。

### (2)世界の中でも優れた人権保障

日本国憲法は、平和主義だけでなく、人権の保障でも世界の中で最も優れた水準となっています。日本国憲法をつくるにあたり、世界各国の憲法が研究され、各国の進んだ中身が取り入れられました。ですから、特に社会権といわれる社会保障の権利、教育権、働く権利、労働基本権など、現在でも各国憲法と比較しても優れた内容となっています。

わたしたちの命や健康、幸せを願う気持ちを、憲法は大切なこととして位置づけています。

### (3)憲法は国に対して国民の幸せを守るよう命じています

一般の法律は国民を「縛る」ものですが、憲法は逆に国民が「戦争するな」「人権を守れ」などと「政府を縛る」ものです。ですから憲法99条は天皇や大臣、国会議員、公務員などに憲法を守る義務を負わせています。

憲法は、国民には、思想及び良心の自由、表現の自由、信教の自由、結婚の自由、幸福を追求する権利など様々な権利を保障しています。プロ野球選手会がストライキで要求を実現しましたが、憲法で労働基本権が保障されていたから出来たことです。

### (4)「憲法九条を守れ！」「国民投票法案」反対の世論を大きく

憲法の改正は、国会で各議院の総議員の3分の2以上の賛成で発議しなくてはなりません。さらに国民に提案してその承認を経なければならない」と定めています。さらにこの承認には、国民投票において過半数の賛成が必要です。

国会では改憲勢力が多数を占めていますが、国民世論は、9条の改悪を望んではいません。いま、憲法を守り生かそうとの運動が、支持する政党や考え方、宗教の違いを超えて、全国で広がってきています。

「憲法改悪反対全国センター」の呼びかけに応じ、憲法九条改悪反対国民過半数署名をすすめてみましょう。「九条の会」の呼びかけに応じ、職場や地域に「九条の会」のネットワークを張り巡らし国会を大きく包囲していくと取り組みをすすめてみましょう。

<この討議資料は、「憲法改悪反対共同センター」の討議資料等をベースにして作成しました>